

令和3年6月4日

保護者 各位

保護者の雇用主 各位

市内認可保育施設, 小規模保育施設, 認定こども園 各位

宜野湾市長 松川 正則

(公印省略)

登園自粛の協力依頼および保育料の日割りについて (通知)

令和3年6月8日(火)から6月20日(日)まで 登園自粛された場合の保育料を日割り計算いたします。

宜野湾市では、令和3年5月23日(日)からの緊急事態宣言を受けて、令和3年5月24日(月)から6月20日(日)までの間、家庭保育のご協力をお願いしておりました。

その後も県内における新型コロナウイルスの感染状況は非常に厳しい状況が続いており、県立高校及び小中学校の臨時休校の実施が決定されました。

保育園においては、出勤できる保育士の減少により、通常通りの受け入れが困難になる場合が予想されます。また利用者数を縮小することで、集団感染のリスクを少しでも低下させる必要があり、仕事を休むことが困難な保護者を除き、登園自粛を要請いたします。

これに伴い、6月8日(火)から6月20日(日)までの間、登園自粛にご協力いただいた場合の保育料を日割り計算し、減額いたします。(※土曜日も日割り対象)

※給食費の扱いは園により異なりますので、園にご確認ください。

※登園自粛にご協力いただける場合でも、保育料は一旦通常通りの金額でお支払いをお願いいたします。後日、日割りした分を還付または未納分保育料に充当させていただきます。認定こども園と地域型保育施設の精算方法は施設ごとに異なりますので施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話098-893-4411 内線3311